

年企発0406第1号
平成23年4月6日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

東北地方太平洋沖地震に係る被災被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の現況届の事務処理については、「東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（平成23年3月16日年企発0316第1号）により通知しているところである。

今般、「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届出等を提出すべき日を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第95号。別添1参照。）及び「平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について」（平成23年3月31日付年発0331第3号。別添2参照。）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が3月1日から6月30日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

平成23年7月31日

○厚生労働省告示第九十五号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者（国民年金法（昭和三十

四年法律第四百一十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ。)又は受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成二十三年三月十一日において住所を有する受給権者又は受給者であつてその誕生日が三月一日から六月三十日までの間にある者が平成二十三年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成二十三年七月三十一日とする。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

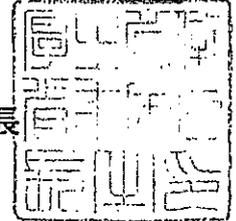


< 別添 2 >

年発0331第 3 号
平成23年 3月31日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成23年厚生労働省告示第95号（平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者若しくは受給者（以下「受給権者」という。）、加給年金額若しくは加算額の対象者がある受給権者又は障害の程度の審査が必要な受給権者は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに現況届、生計維持確認届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払は一時差止められることとされている。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した地域に居住する受給権者であって、当該地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられることから、当該受給権者の生活の安定のため、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても、平成23年6月15日及び平成23年8月15日の支払の年金を受

けることができるよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の受給権者であつて、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成23年における届書等の提出期限を平成23年7月31日とすることとされたこと。